

第4章

介護保険事業の推進 (第8期介護保険事業計画)



第4章 介護保険事業の推進 (第8期介護保険事業計画)

第1節 第8期介護保険事業計画の推進に向けて

1. 第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）の位置付け

新宿区は、介護保険の保険者として制度の運営を行っています。介護を社会全体で支えていくという制度の目的から、その財源は、国・都・区の公費で50%、65歳以上の方（第1号被保険者）と医療保険に加入している40から64歳の方（第2号被保険者）の保険料の50%でまかなわれています。区は、介護保険法第117条第1項に基づき、国の基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めます。この介護保険事業計画は介護サービスの整備計画であるとともに、区の第1号被保険者の保険料の算定基礎となる計画です。

第8期介護保険事業計画は、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備に取り組みます。更に現役世代が急減する令和22（2040）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えていくものです。

新宿区では、特別出張所所管10区域を「日常生活圏域」（四谷、笹笥町、榎町、若松町、大久保、戸塚、落合第一、落合第二、柏木、角筈）と位置付けています。

（p.37「第2章第2節1. 日常生活圏域と高齢者総合相談センターの設置」参照。）

【令和7(2025)及び令和22(2040)年度までの見通し】

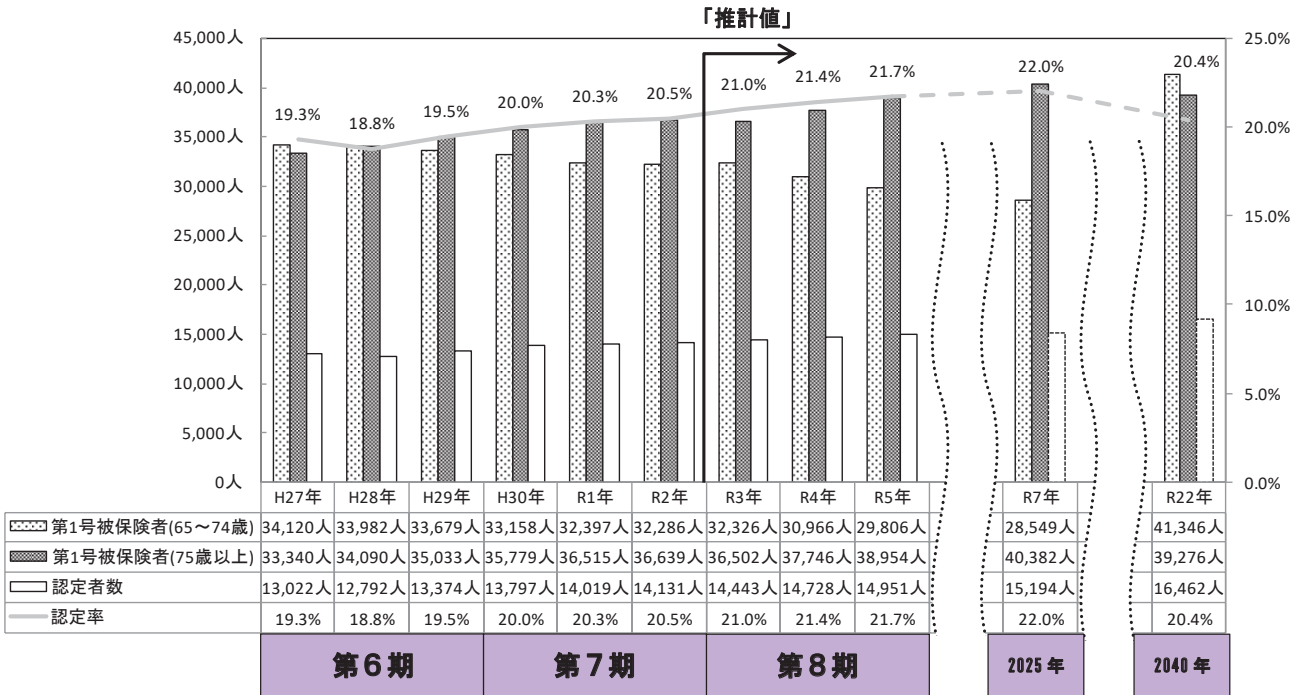


第2節 要介護認定者等の現状

1. 第1号被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

第1号被保険者¹数は、第6期1年目の平成27（2015）年から令和7（2025）年までは微増から横ばいへ推移すると見込まれます。一方、要支援・要介護認定者数²は、平成28（2016）年の介護予防・生活支援サービス事業の開始に伴う要支援者数の減により、一度減少しましたが、平成29（2017）年以降は、75歳以上の後期高齢者数が増加することに伴い再び増加し、要支援・要介護認定率³（以下、「認定率」という）は令和7（2025）年には、22.0%になると見込まれます。その後、令和22（2040）年には高齢者数が増加する中で、65～74歳の前期高齢者割合が高くなることに伴い、認定率は20.4%に減少すると見込まれます。

第1号被保険者数及び認定者数の推移と将来推計



注) 各年10月1日現在
平成27～令和2年は実績値、令和3～7年は令和2年までの実績をもとに推計した値
令和22年は2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計を基に推計した値

(参考)前期・後期別第1号被保険者数の推移

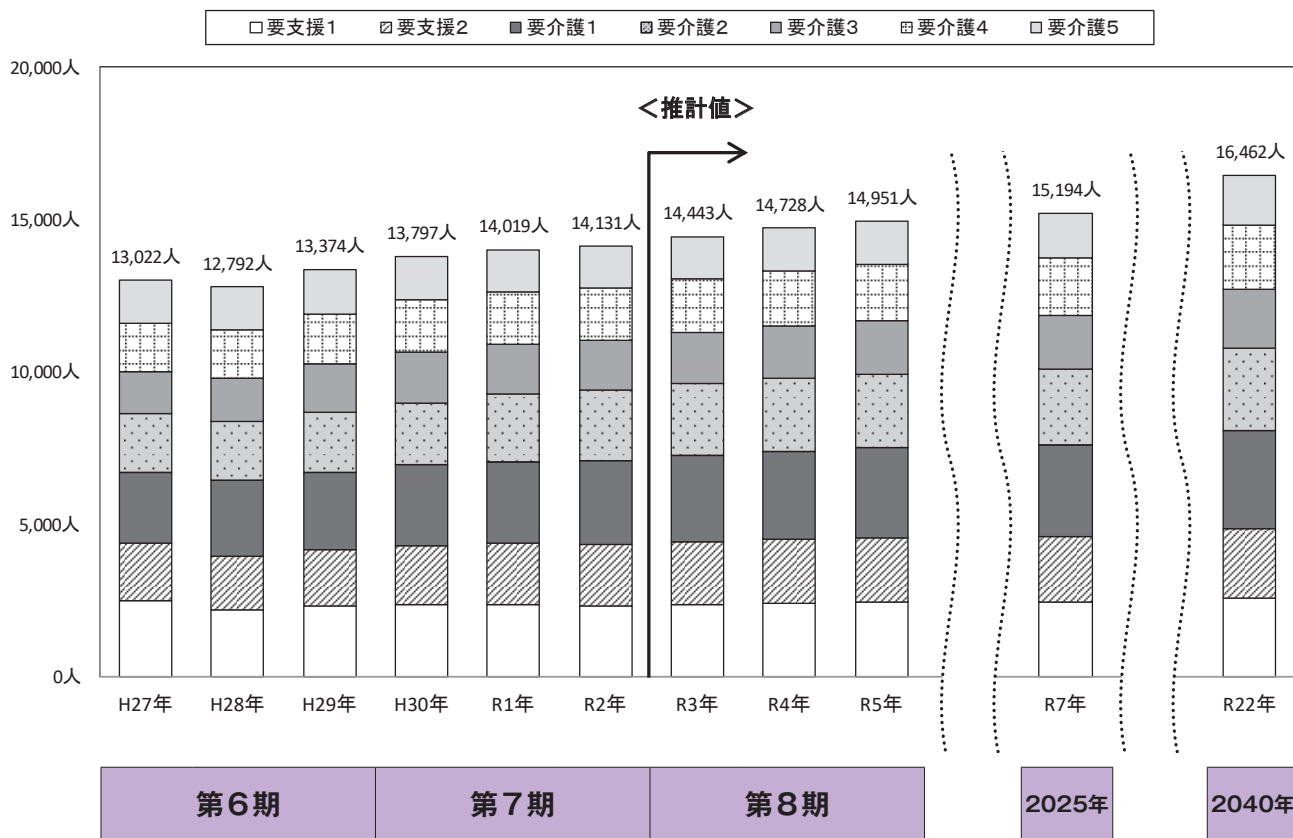
	第6期			第7期			第8期			2025年	2040年
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
65～74歳	34,120人	33,982人	33,679人	33,158人	32,397人	32,286人	32,326人	30,966人	29,806人	28,549人	41,346人
75歳以上	33,340人	34,090人	35,033人	35,779人	36,515人	36,639人	36,502人	37,746人	38,954人	40,382人	39,276人
合計	67,460人	68,072人	68,712人	68,937人	68,912人	68,925人	68,828人	68,712人	68,760人	68,931人	80,622人

¹ 第1号被保険者：区内に住所をもつ65歳以上の高齢者で、外国籍の方や住所地特例（介護保険施設等への入所で施設の所在地に住所を変更した被保険者は、変更前の住所地を保険者とする特例措置）を含みます。このため、住民基本台帳人口とは必ずしも一致しません。なお、第2号被保険者は、40～64歳の区民の方で、加齢に伴って生じる特定疾病により介護が必要になった場合、介護保険サービスを受けることができます。

² 要支援・要介護認定者数：第1号被保険者の認定者と第2号被保険者の認定者の合計

³ 要支援・要介護認定率：第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数の割合

要介護度別の認定者数の推移と将来推計



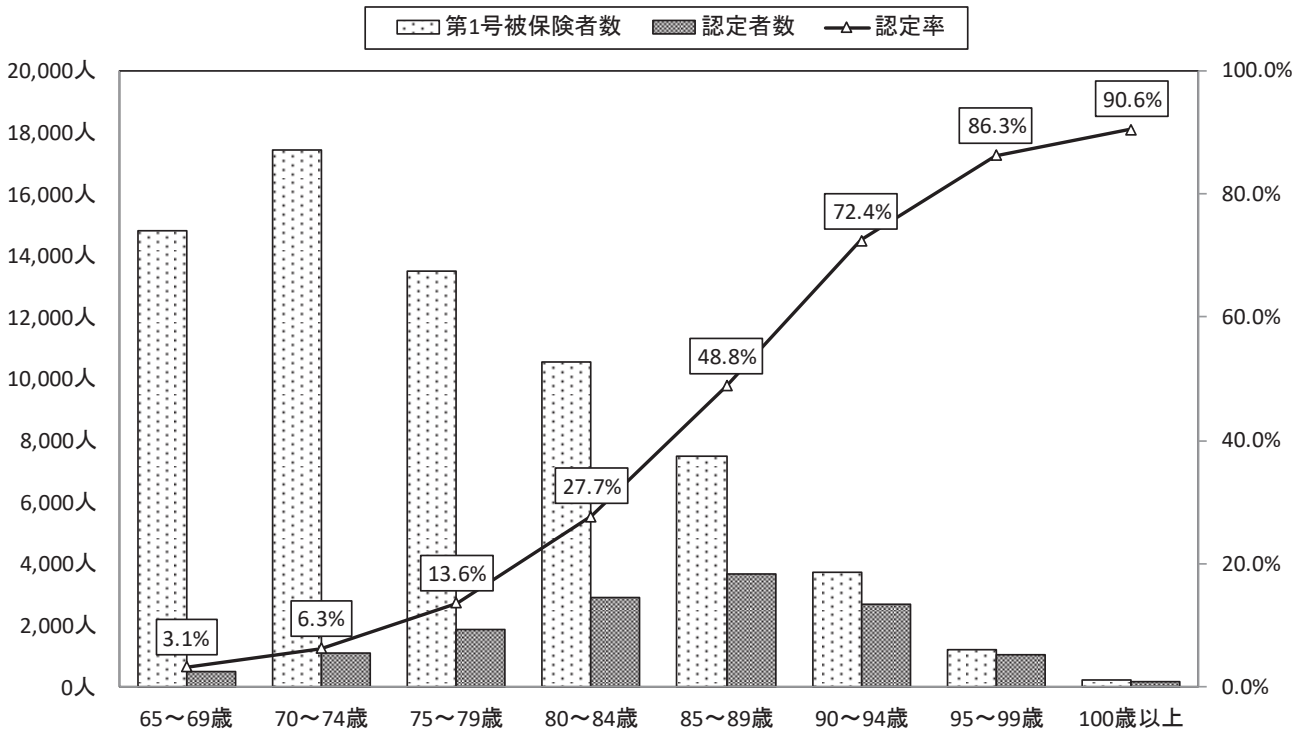
	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R7年	R22年
要介護5	1,414	1,403	1,476	1,433	1,376	1,355	1,377	1,404	1,430	1,463	1,635
要介護4	1,595	1,594	1,633	1,697	1,742	1,744	1,785	1,822	1,854	1,892	2,103
要介護3	1,387	1,401	1,580	1,669	1,639	1,626	1,667	1,702	1,728	1,765	1,956
要介護2	1,904	1,972	1,984	2,051	2,199	2,312	2,350	2,396	2,434	2,475	2,704
要介護1	2,349	2,482	2,528	2,651	2,700	2,775	2,858	2,913	2,955	2,994	3,200
要支援2	1,866	1,757	1,870	1,930	1,999	2,021	2,049	2,086	2,116	2,144	2,285
要支援1	2,507	2,183	2,303	2,366	2,364	2,298	2,357	2,405	2,434	2,461	2,579
認定者計	13,022	12,792	13,374	13,797	14,019	14,131	14,443	14,728	14,951	15,194	16,462

注) 各年 10月1日現在
 平成27～令和2年は実績値、令和3～7年は令和2年までの実績をもとに推計した値
 令和22年は2015年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計を基に推計した値

2. 年齢階層別の認定者数と認定率の現状

年齢階層別の要介護認定者数は、85～89歳の区分が最も多くなっています。また、年齢階層別の認定率を見ると、年齢が高くなるに従って認定率も増加します。特に、85～89歳の区分では認定率が約49%となり、およそ2人に1人が認定者となります。

年齢階層別の認定者数と認定率



(単位：人、%)

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90～94歳	95～99歳	100歳以上
第1号被保険者数	14,828人	17,458人	13,503人	10,538人	7,501人	3,727人	1,179人	191人
認定者数	467人	1,094人	1,840人	2,919人	3,663人	2,700人	1,018人	173人
認定率	3.1%	6.3%	13.6%	27.7%	48.8%	72.4%	86.3%	90.6%

(令和2年10月1日実績)

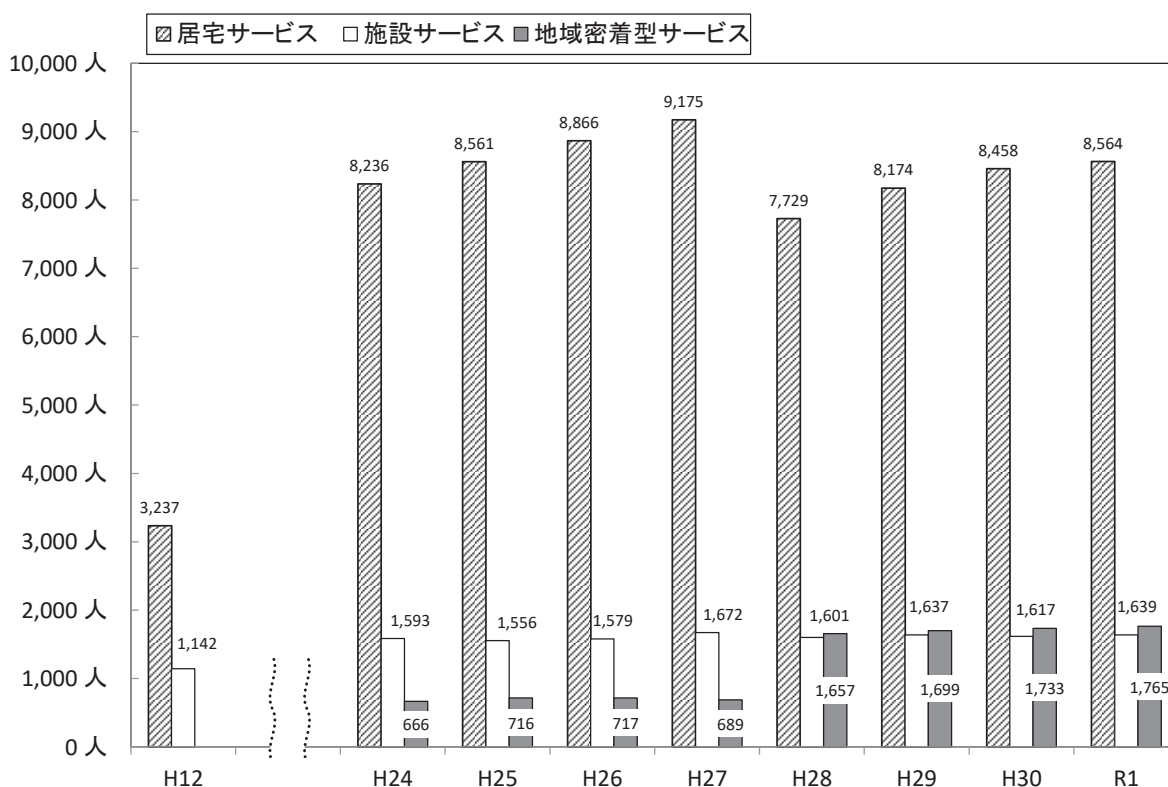
3. サービス別利用者数の実績

居宅サービス利用者数は、平成 20 (2008) 年度以降増加傾向にありましたが、平成 28 (2016) 年度に小規模通所介護が地域密着型サービスへ移行されたこと、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行されたことに伴い減少しました (p.172 に介護予防・生活支援サービス事業利用者の推移を掲載しています)。その後、平成 29 (2017) 年以降再び増加し、平成 12 (2000) 年度と令和元 (2019) 年度との比較では、約 2.6 倍となっています。

施設サービス利用者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

地域密着型サービス利用者数は平成 28 (2016) 年度に小規模通所介護が居宅サービスから移行されたことに伴い増加しました。平成 29 (2017) 年度以降は微増傾向が続いています。

居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移



注) 地域密着型サービスは平成 18 年度より創設

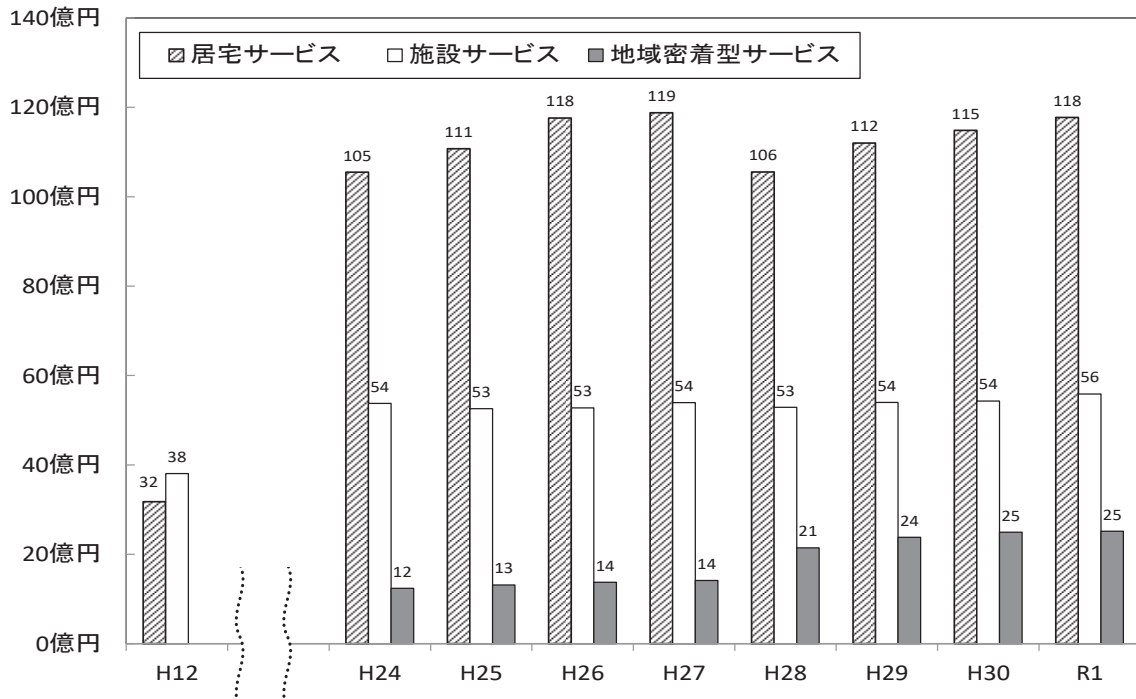
(介護保険事業状況報告 各年度末月報実績)

- 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修、特定施設入居者生活介護、介護予防支援・居宅介護支援
- 施設サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 地域密着型サービス：定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

4. サービス別給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業における 介護予防・生活支援サービス事業の実績

居宅サービス費は、利用者数の推移と同様に、平成28（2016）年度に小規模通所介護が地域密着型サービスへ移行されたこと、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・生活支援サービス事業へ移行されたことに伴い減少しましたが、平成29（2017）年度以降増加傾向を続けており、サービスの提供体制の充実により平成12（2000）年度から令和元（2019）年度までに約3.7倍に増加しています。地域密着型サービス費も利用者数の推移と同様に増加傾向を続けています。施設サービス費は、ほぼ横ばいですが、一人当たりの給付費が高いため、居宅・施設・地域密着型サービス全体に占める割合は利用者数に比べて高くなっています。

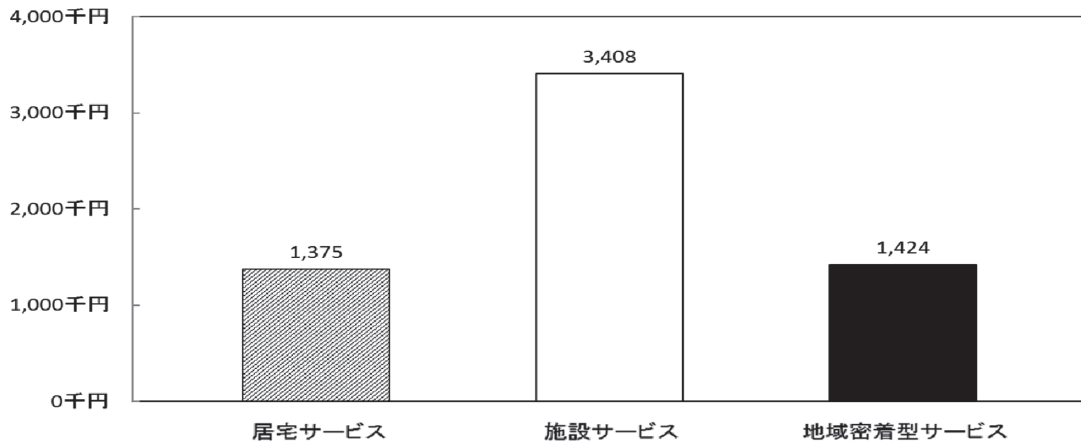
居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移



注) 地域密着型サービスは平成18年度より創設

(介護保険事業状況報告 各年報実績、1億円単位未満四捨五入)

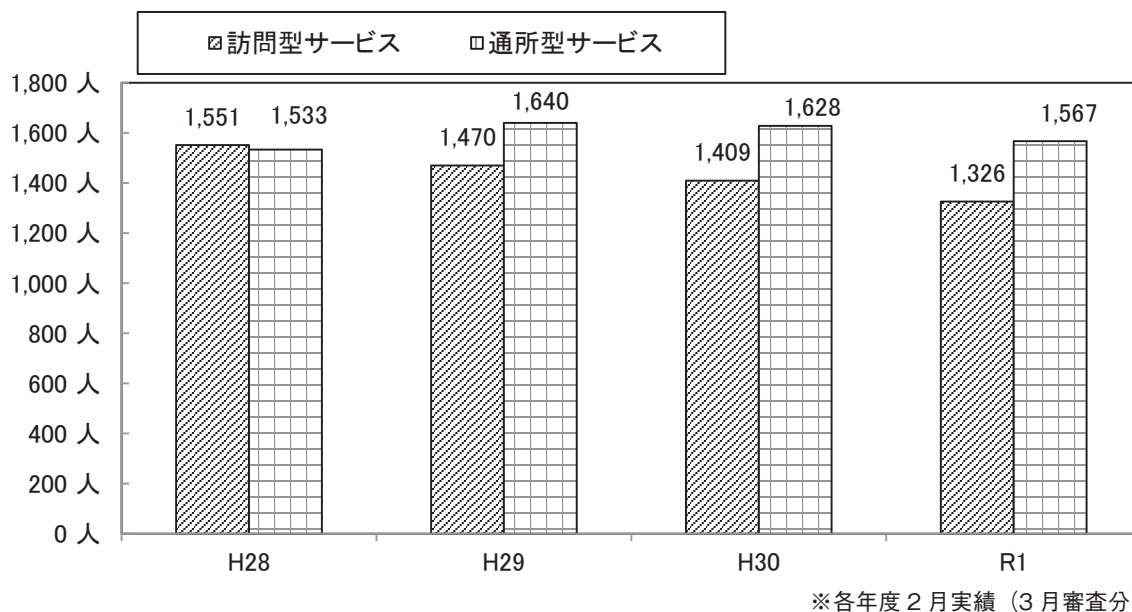
サービス別利用者一人当たりの年間給付費



(令和元年度実績、千円単位未満四捨五入)

介護予防・日常生活支援総合事業の中に介護予防・生活支援サービス事業が位置付けられています。サービスの利用者数及び事業費実績は下記のとおりです。

介護予防・生活支援サービス事業利用者の推移

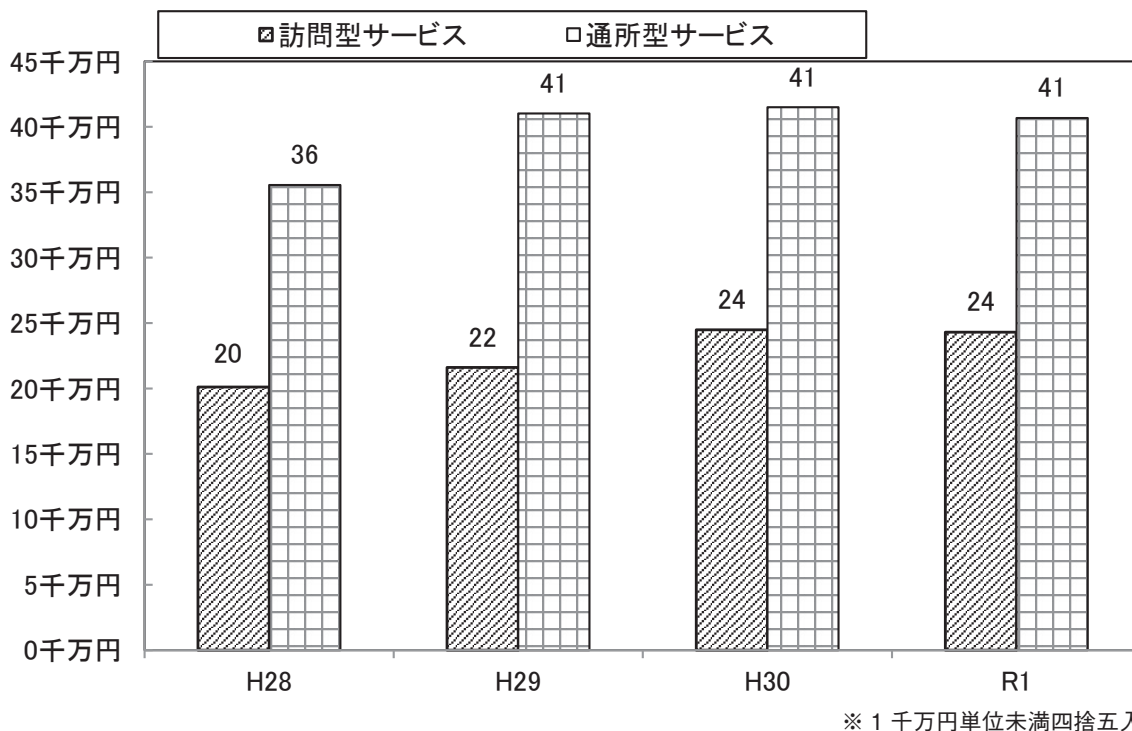


○訪問型サービス：訪問介護相当サービス、生活援助サービス

○通所型サービス：通所介護相当サービス、ミニデイサービス、通所型短期集中サービス、通所型住民主体サービス（通所型住民主体サービスは、平成29年度（平成30年2月）に開始しました。）

※条件により、訪問型サービスと通所型サービスを併用して利用することができます。

介護予防・生活支援サービス事業費の推移



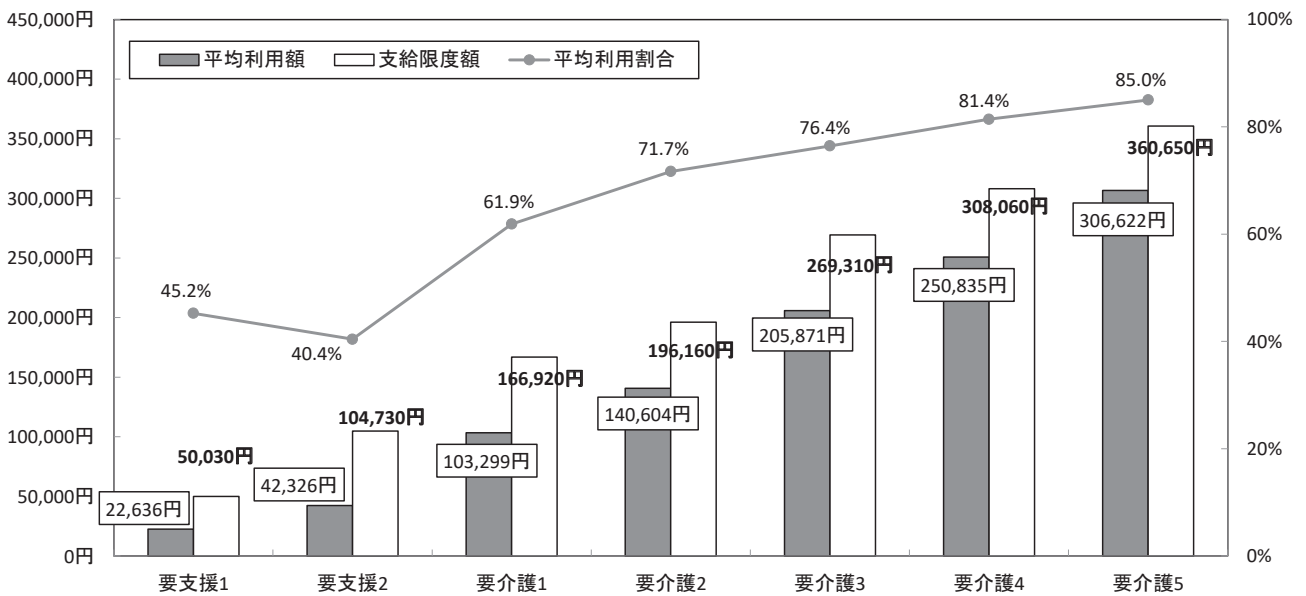
5. 居宅サービス等の平均利用額（月額）

居宅・地域密着型サービス1人当たりの平均利用額は、要介護度が重度化するに従って増えています。支給限度額に対する平均利用割合も、重度化するに従って高まっている傾向が見られます。平成27（2015）年度からはサービス利用時の利用者負担分が、これまでの1割に加え所得に応じて2割、平成30年度からは3割の利用者負担が導入されました。

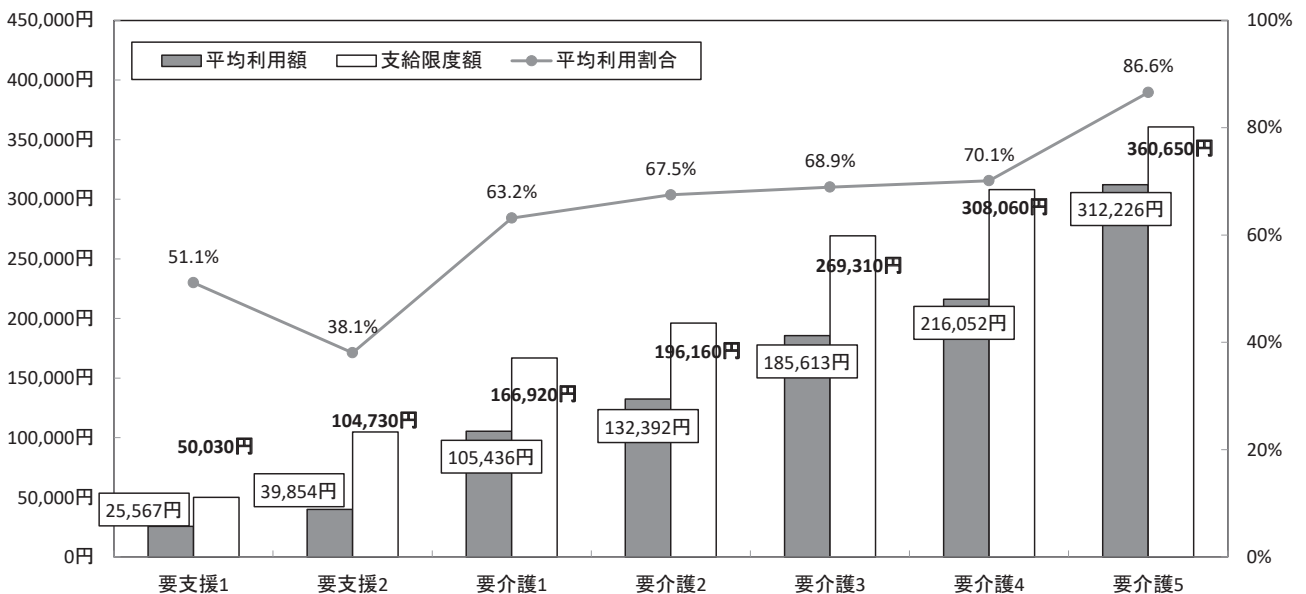
なお、1か月間の利用者負担額が高額になった場合には、所得に応じた上限額を超える負担額については、高額介護サービス費として払い戻しを受けることができます。

令和元（2019）年5月の平均利用額の状況は以下のとおりです。

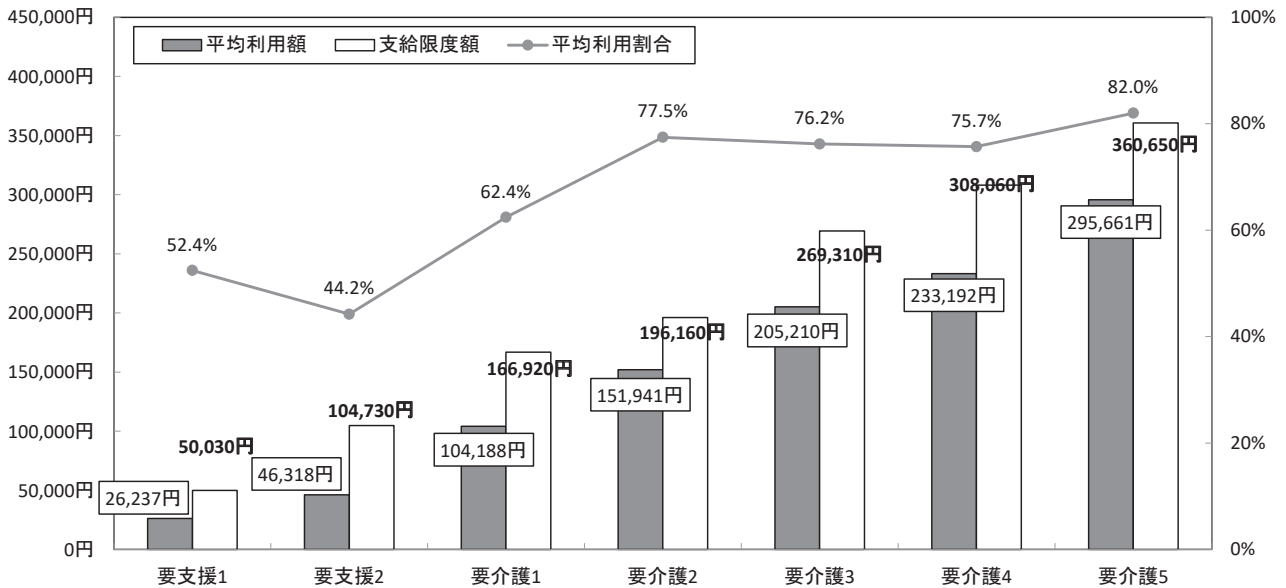
【1割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額(月額)



【2割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額(月額)



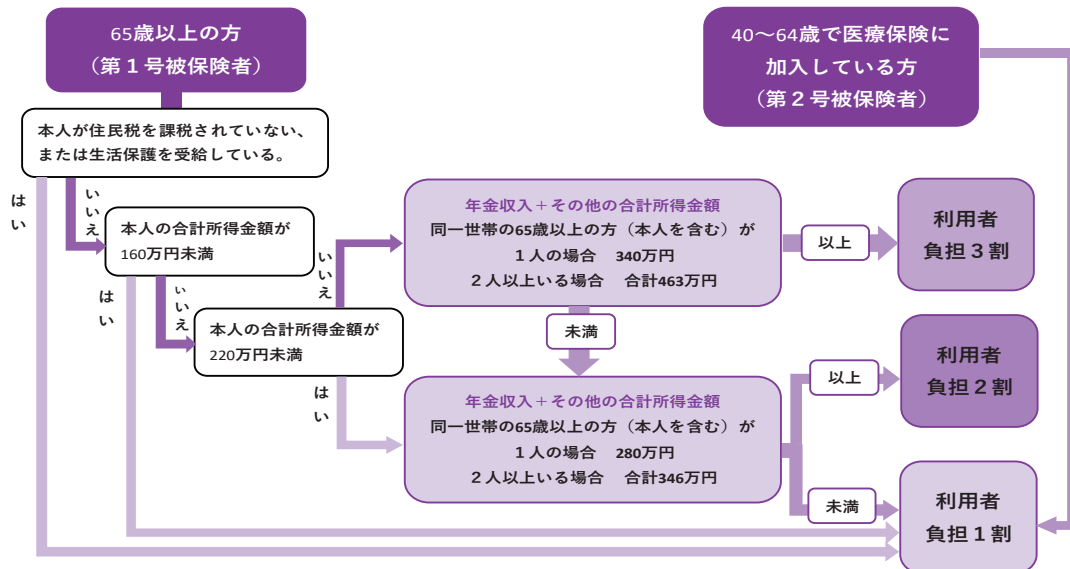
【3割負担の方】居宅・地域密着型サービスの平均利用額(月額)



注) 令和元年5月に居宅サービスと地域密着型サービスを利用した方のサービス利用額。(利用者総数 10,191人 (1割負担: 8,166人 2割負担: 673人 3割負担: 1,352人))
 特定福祉用具購入、住宅改修、地域密着型特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業費は含みません。(要支援1・2の中には、介護予防・生活支援サービスを含みます。)
 なお、サービス利用時の利用者負担額は、グラフに示した利用額の1～3割分となります。

【参考：利用者負担割合について】

介護保険サービスを利用したときには、サービス費の1割、2割または3割を支払います。
 利用者負担割合は利用者本人と同じ世帯にいる65歳以上の方の所得等により次のとおり決まります。



注) 「合計所得金額」、「その他の合計所得金額」とは

「合計所得金額」とは、年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額の合計です。(扶養控除、医療費控除、社会保険料控除、基礎控除等の所得控除をする前の金額です。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額、繰越控除前の金額をいいます。「合計所得金額」と住民税の納税通知書の「総所得金額」や扶養控除、社会保険料控除などを除いた後の「課税標準額」とは異なります。)ただし、介護保険制度においては、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用います。
 年金に係る雑所得がある場合、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額が「その他の合計所得金額」となります。

●令和3年度からの税制改正への対応について

「合計所得金額」の算出

給与所得または年金に係る雑所得がある場合は、給与所得金額及び年金に係る雑所得の合計額から10万円を控除します。

「その他の合計所得金額」の算出

①給与所得及び年金に係る雑所得があり、その合計額が10万円を超え、所得金額調整控除(最高10万円)が適用されている場合、給与所得金額にその控除額を加えた後、10万円を控除します。

②①に該当しない方で給与所得がある場合には、給与所得金額から10万円を控除します。

※上記において、合計所得金額、控除後の額、その他の合計所得金額が0円を下回った場合は、それぞれ0円とみなします。

第3節 介護保険サービスの整備計画と量の見込み

1. 地域包括ケアの推進

区では、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケア」のさらなる推進に向けて、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護といった地域密着型サービスを中心に在宅サービスを充実させます。

2. 介護保険サービスの充実

(1) 地域密着型サービス等

地域密着型サービスは、各区市町村が独自に整備することができる介護保険サービスであるため、地域包括ケアの推進の中心として整備を進めていきます。

現在、市谷山伏町で、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）の整備を進めており、令和4（2022）年度に開設する予定です。また、市谷薬王寺町国有地を活用し、特別養護老人ホームに併設するショートステイの整備を進めており、令和4（2022）年度に開設する予定です。

なお、次の第9期計画（計画期間：令和6～8年度）に向けて、払方町国有地を活用した認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の整備を進めています。

整備計画

（第7期末現況：令和2年度末、第8期目標：令和5年度末）

①認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

	第7期末現況	第8期目標	累計
事業所	11	+ 3（※）	14
定員	180	+ 72（※）	252

※令和4年度に市谷山伏町に1所（定員18人）開設予定、その他民有地に2所（定員54人）公募予定

②小規模多機能型居宅介護

	第7期末現況	第8期目標	累計
事業所	6	+ 1（※2）	7
定員	164（※1）	+ 29（※2）	193

※1：令和3年1月1日付けで登録定員2名増員

※2：令和4年度に市谷山伏町に1所（登録定員29人）を開設予定

③看護小規模多機能型居宅介護

	第7期末現況	第8期目標	累計
事業所	2	0	2
定員	48	0	48

④ショートステイ

	第7期末現況	第8期目標	累計
事業所	11	+ 1 (※)	12
定員	120	+ 12 (※)	132

※令和4年度に市谷薬王寺町国有地に1所(定員12人)を開設予定

(2) 特別養護老人ホーム(地域密着型含む)

在宅生活が困難になった高齢者を支えるため、特別養護老人ホームの整備を進めており、令和4(2022)年度には、市谷薬王寺町国有地を活用した特別養護老人ホームが1所開設する予定です。なお、整備時期は確定していませんが、今後旧都立市ヶ谷商業高等学校跡地等を活用した整備を予定しています。

整備計画

(第7期末現況:令和2年度末、第8期目標:令和5年度末)

	第7期末現況	第8期目標	累計
事業所	9	+ 1 (※)	10
定員	665	+ 84 (※)	749

※令和4年度に市谷薬王寺町国有地に1所(定員84人)を開設予定

【参考】第7期基盤整備計画値に対する実績値

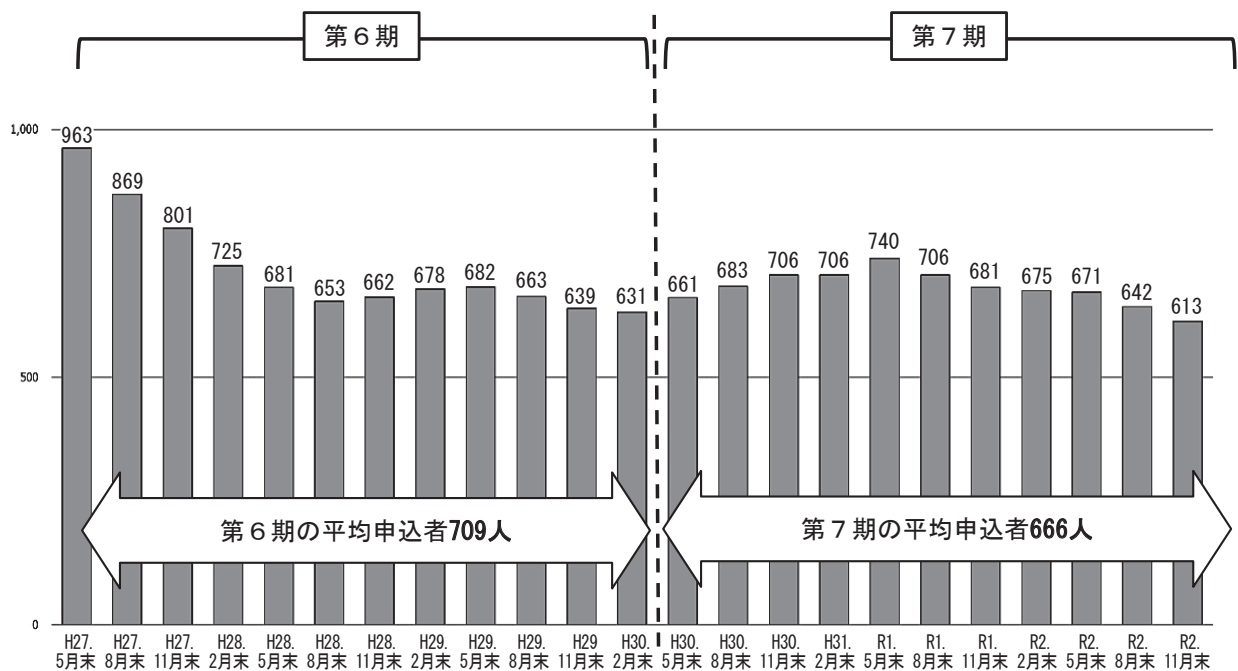
施設種別	計画値(A)	実績値(B)	差(B)-(A)	第7期計画期間中に整備した施設名
認知症高齢者グループホーム	+ 3	+ 1	- 2	あんじゅうむ大久保
小規模多機能型居宅介護	+ 1	0	- 1	
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	
ショートステイ	+ 1	+ 1	0	みさよはうす富久
特別養護老人ホーム	+ 1	+ 1	0	みさよはうす富久

（3）特別養護老人ホームの入所申込者推移

区は、平成15（2003）年度から優先入所システム¹による入所調整を行っており、令和2（2020）年11月末現在、対象となっている特別養護老人ホームは、区内に9所（定員665人）、区外に23所（定員502人）、合計32所（定員1,167人）あります。

第5期介護保険事業計画期間では平均1,100人程度で推移した申込者数は、新たな施設の開設や優先順位の仕組みについての区民の理解、平成27年度からの申込要件の変更などにより、令和2（2020）年11月末現在で613人となりました。また、第7期（平成30年度～令和2年度）における平均申込者数は666人で、第6期（平成27年度～平成29年度）の平均申込者数709人を下回りました。

【第6期と第7期 特別養護老人ホーム入所申込者の比較】



（4）その他

下記施設は、区が計画的に整備しているものではありませんが、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を担っています。

（令和2年12月1日現在）

施設種別	事業所数	入居定員総数
住宅型有料老人ホーム	0	0
サービス付き高齢者向け住宅	3	83

※この他、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、令和2年12月1日現在、区内に21所（定員総数1,246人）設置されています。利用見込量はp.185に記載されています。

¹ 優先入所システム：特別養護老人ホームの申込みに際し、本人の要介護度や介護者の状況等を点数化して優先順位名簿を作成し各施設に送付。施設は名簿を参考に入所者を決定する。

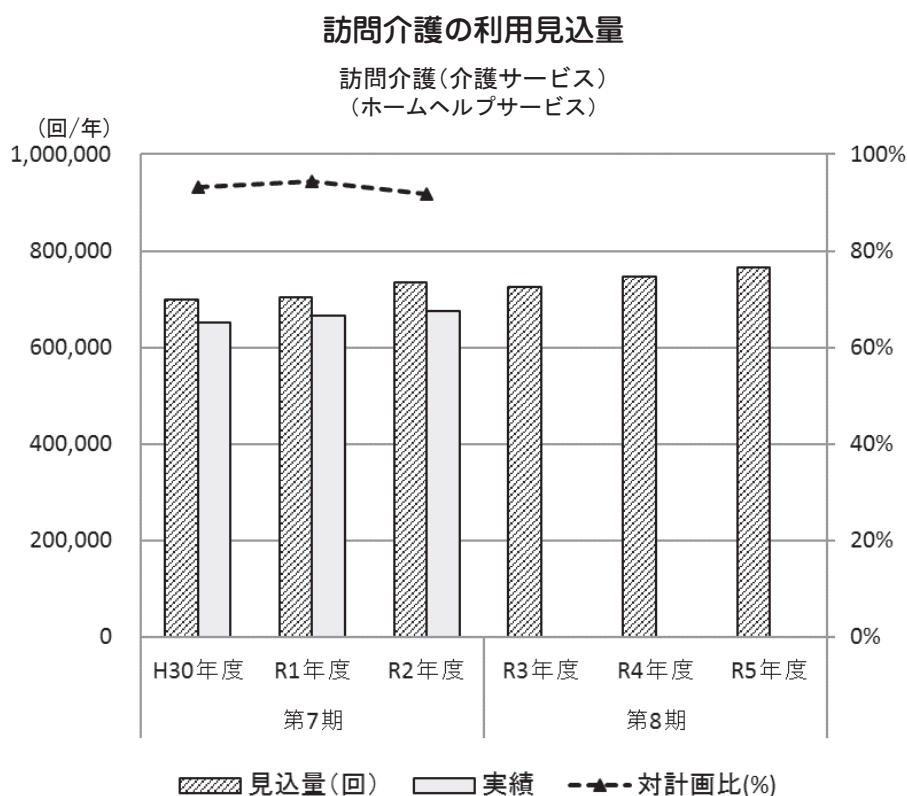
3. 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

(1) 居宅サービス

居宅サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）をもとに、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス事業者の動向などを考慮し、将来の利用量を見込んでいます。

①訪問介護（ホームヘルプサービス）

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。



	第7期			第8期			第9期
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
見込量(回/年)	699,910	703,279	735,624	724,386	746,370	764,669	746,572
実績(回/年)	652,463	664,617	674,650				
対計画比(%)	93.2%	94.5%	91.7%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

②訪問入浴介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

訪問入浴介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(回/年)	14,810	15,138	15,494	14,220	14,700	15,182	14,593
	実績(回/年)	12,643	13,306	13,084				
	対計画比(%)	85.4%	87.9%	84.4%				
予防	見込量(回/年)	134	158	188	72	72	72	72
	実績(回/年)	200	114	50				
	対計画比(%)	149.3%	72.2%	26.6%				
介護	見込量(回/年)	14,676	14,980	15,306	14,148	14,628	15,110	14,521
	実績(回/年)	12,443	13,192	13,034				
	対計画比(%)	84.8%	88.1%	85.2%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

③訪問看護

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

訪問看護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(回/年)	150,323	159,004	176,707	252,393	258,843	264,113	262,222
	実績(回/年)	169,871	195,396	221,226				
	対計画比(%)	113.0%	122.9%	125.2%				
予防	見込量(回/年)	14,716	15,594	16,472	28,124	28,658	29,075	29,609
	実績(回/年)	18,301	21,945	24,888				
	対計画比(%)	124.4%	140.7%	151.1%				
介護	見込量(回/年)	135,607	143,410	160,235	224,269	230,185	235,038	232,613
	実績(回/年)	151,570	173,451	196,338				
	対計画比(%)	111.8%	120.9%	122.5%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

④訪問リハビリテーション

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

訪問リハビリテーションの利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(回/年)	66,173	70,046	73,808	69,204	70,908	72,632	71,596
	実績(回/年)	67,150	64,701	64,004				
	対計画比(%)	101.5%	92.4%	86.7%				
予防	見込量(回/年)	5,874	6,588	7,219	9,046	9,166	9,286	9,486
	実績(回/年)	6,025	6,552	7,650				
	対計画比(%)	102.6%	99.5%	106.0%				
介護	見込量(回/年)	60,299	63,458	66,589	60,158	61,742	63,346	62,110
	実績(回/年)	61,125	58,149	56,354				
	対計画比(%)	101.4%	91.6%	84.6%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑤居宅療養管理指導

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

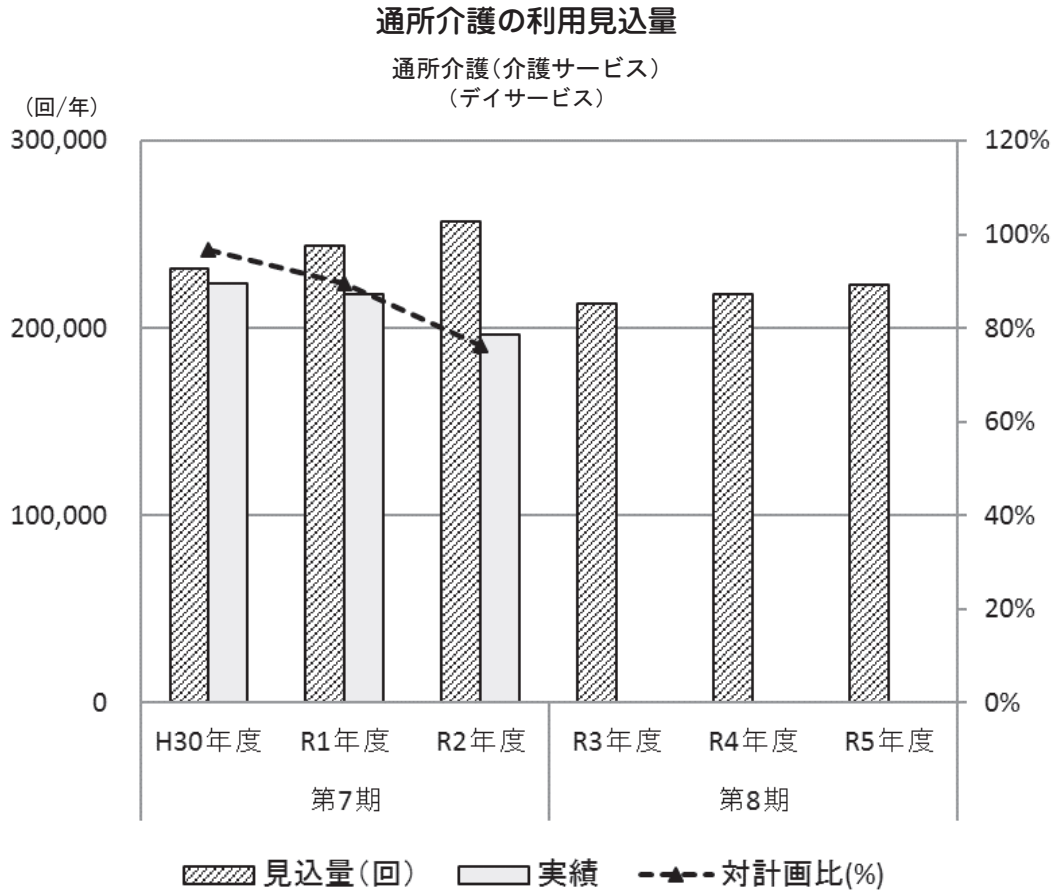
居宅療養管理指導の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/月)	3,253	3,454	3,665	3,950	4,060	4,149	4,092
	実績(人/月)	3,552	3,801	4,004				
	対計画比(%)	109.2%	110.0%	109.2%				
予防	見込量(人/月)	260	263	266	364	372	377	383
	実績(人/月)	309	352	378				
	対計画比(%)	118.8%	133.8%	142.1%				
介護	見込量(人/月)	2,993	3,191	3,399	3,586	3,688	3,772	3,709
	実績(人/月)	3,243	3,449	3,626				
	対計画比(%)	108.4%	108.1%	106.7%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の利用者総数を月平均にした数値。

⑥通所介護（デイサービス）

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。



		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(回/年)	231,457	243,833	256,751	212,921	218,299	222,887	220,868
	実績(回/年)	223,893	218,025	196,222				
	対計画比(%)	96.7%	89.4%	76.4%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

⑦通所リハビリテーション

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

通所リハビリテーションの利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
予防	見込量(人/年)	1,200	1,296	1,416	1,740	1,776	1,800	1,824
	実績(人/年)	1,077	1,434	1,236				
	対計画比(%)	89.8%	110.6%	87.3%				
介護	見込量(回/年)	29,218	30,371	32,044	26,351	27,025	27,547	27,418
	実績(回/年)	25,776	26,893	21,854				
	対計画比(%)	88.2%	88.5%	68.2%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑧短期入所生活介護(ショートステイ)

令和4(2021)年9月に特別養護老人ホームの併設により1所(定員12人)整備することを踏まえ、今後の利用量を見込んでいます。

短期入所生活介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(日/年)	41,145	47,586	47,586	51,266	53,603	55,399	53,031
	実績(日/年)	37,976	41,975	39,810				
	対計画比(%)	92.3%	88.2%	83.7%				
予防	見込量(日/年)	853	1,039	1,039	295	295	295	295
	実績(日/年)	427	353	400				
	対計画比(%)	50.1%	34.0%	38.5%				
介護	見込量(日/年)	40,292	46,547	46,547	50,971	53,308	55,104	52,736
	実績(日/年)	37,549	41,622	39,410				
	対計画比(%)	93.2%	89.4%	84.7%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑨短期入所療養介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

短期入所療養介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(日/年)	8,558	8,558	8,558	5,156	5,156	5,470	5,221
	実績(日/年)	7,769	6,774	4,346				
	対計画比(%)	90.8%	79.2%	50.8%				
予防	見込量(日/年)	43	43	43	0	0	0	0
	実績(日/年)	36	2	10				
	対計画比(%)	83.7%	4.7%	23.3%				
介護	見込量(日/年)	8,515	8,515	8,515	5,156	5,156	5,470	5,221
	実績(日/年)	7,733	6,772	4,336				
	対計画比(%)	90.8%	79.5%	50.9%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑩福祉用具貸与

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

福祉用具貸与の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/月)	4,399	4,499	4,604	5,087	5,214	5,318	5,294
	実績(人/月)	4,742	4,887	4,956				
	対計画比(%)	107.8%	108.6%	107.6%				
予防	見込量(人/月)	1,120	1,142	1,167	1,298	1,323	1,344	1,363
	実績(人/月)	1,194	1,254	1,269				
	対計画比(%)	106.6%	109.8%	108.7%				
介護	見込量(人/月)	3,279	3,357	3,437	3,789	3,891	3,974	3,931
	実績(人/月)	3,548	3,633	3,687				
	対計画比(%)	108.2%	108.2%	107.3%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の利用者総数を月平均にした数値。

⑪特定福祉用具販売

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

特定福祉用具販売の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/年)	1,212	1,236	1,272	1,068	1,092	1,128	1,104
	実績(人/年)	1,061	977	1,116				
	対計画比(%)	87.5%	79.0%	87.7%				
予防	見込量(人/年)	372	396	396	288	300	312	312
	実績(人/年)	323	289	294				
	対計画比(%)	86.8%	73.0%	74.2%				
介護	見込量(人/年)	840	840	876	780	792	816	792
	実績(人/年)	738	688	822				
	対計画比(%)	87.9%	81.9%	93.8%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑫住宅改修

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

住宅改修の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/年)	1,116	1,248	1,368	1,224	1,260	1,284	1,284
	実績(人/年)	894	775	698				
	対計画比(%)	80.1%	62.1%	51.0%				
予防	見込量(人/年)	480	504	540	504	516	516	528
	実績(人/年)	361	309	224				
	対計画比(%)	75.2%	61.3%	41.5%				
介護	見込量(人/年)	636	744	828	720	744	768	756
	実績(人/年)	533	466	474				
	対計画比(%)	83.8%	62.6%	57.2%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。

⑬ 特定施設入居者生活介護

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

特定施設入居者生活介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/月)	1,513	1,524	1,581	1,694	1,727	1,755	1,785
	実績(人/月)	1,522	1,573	1,598				
	対計画比(%)	100.6%	103.2%	101.1%				
予防	見込量(人/月)	159	159	157	213	217	220	223
	実績(人/月)	179	187	198				
	対計画比(%)	112.6%	117.6%	126.1%				
介護	見込量(人/月)	1,354	1,365	1,424	1,481	1,510	1,535	1,562
	実績(人/月)	1,343	1,386	1,400				
	対計画比(%)	99.2%	101.5%	98.3%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

⑭ 居宅介護支援（介護予防支援）

過去3年間の実績を踏まえて、増加傾向が継続すると見込んでいます。

居宅介護支援(介護予防支援)の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/年)	76,416	78,828	81,336	83,448	85,452	87,084	86,940
	実績(人/年)	78,356	80,433	80,866				
	対計画比(%)	102.5%	102.0%	99.4%				
予防	見込量(人/年)	15,900	16,056	16,224	18,696	19,056	19,356	19,632
	実績(人/年)	16,683	17,715	18,036				
	対計画比(%)	104.9%	110.3%	111.2%				
介護	見込量(人/年)	60,516	62,772	65,112	64,752	66,396	67,728	67,308
	実績(人/年)	61,673	62,718	62,830				
	対計画比(%)	101.9%	99.9%	96.5%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、各区市町村が指定権限を有する介護保険サービスであるため、引き続き、今後の地域包括ケア推進の中心になると考えられます。整備計画を目標に、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）、認定者数の将来推計や利用者の利用意向、介護保険サービス提供事業者の動向なども考慮して、将来の利用量を見込んでいます。

① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	105	122	137	86	89	91	88
	実績(人/月)	96	98	91				
	対計画比(%)	91.4%	80.3%	66.4%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

② 夜間対応型訪問介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

夜間対応型訪問介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	52	52	52	38	40	40	39
	実績(人/月)	46	46	88				
	対計画比(%)	88.5%	88.5%	169.2%				

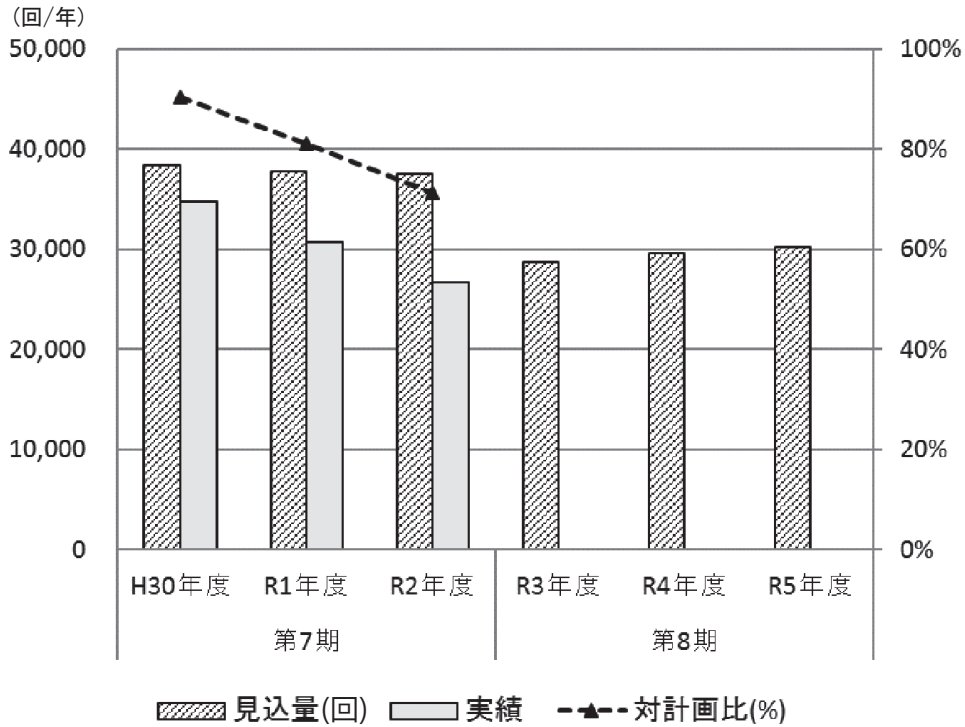
※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

③認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

認知症対応型通所介護の利用見込量

（介護予防）認知症対応型通所介護
（認知症デイサービス）



		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(回/年)	38,419	37,831	37,561	28,772	29,588	30,238	29,704
	実績(回/年)	34,726	30,714	26,736				
	対計画比(%)	90.4%	81.2%	71.2%				
予防	見込量(回/年)	0	0	0	0	0	0	0
	実績(回/年)	0	0	0				
	対計画比(%)	—	—	—				
介護	見込量(回/年)	38,419	37,831	37,561	28,772	29,588	30,238	29,704
	実績(回/年)	34,726	30,714	26,736				
	対計画比(%)	90.4%	81.2%	71.2%				

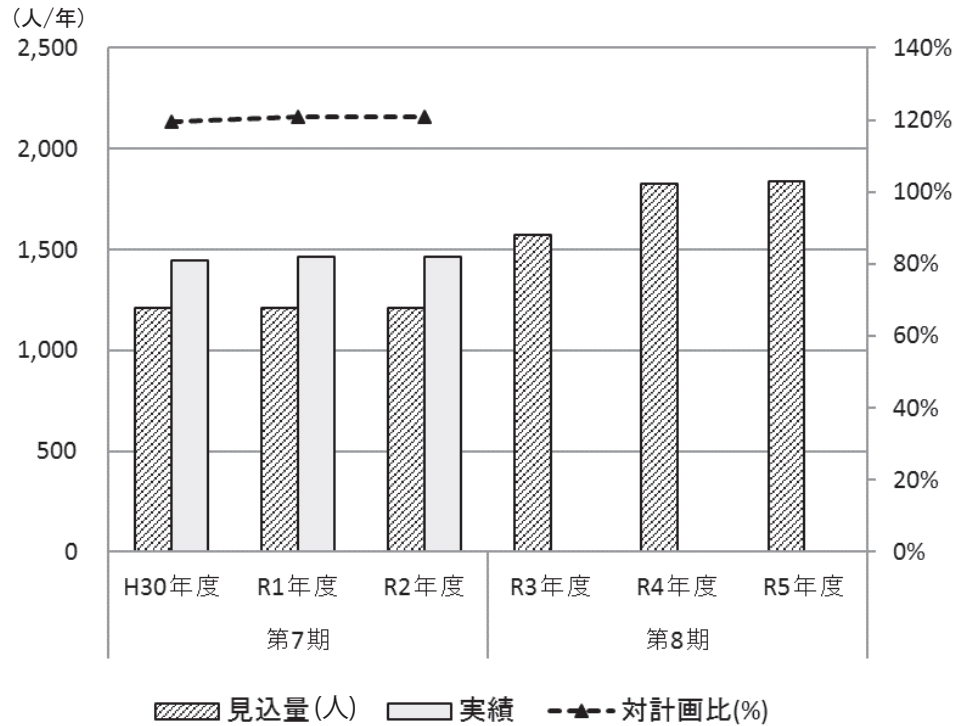
※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

④小規模多機能型居宅介護

現在6所（登録定員164人）が整備されていますが、第8期には令和4（2021）年5月開設の1所（登録定員29人）を加え、合計7所（登録定員193人）を整備することとし、今後の利用量を見込んでいます。

小規模多機能型居宅介護の利用見込量

（介護予防）小規模多機能型居宅介護



		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/年)	1,212	1,212	1,212	1,572	1,824	1,836	2,076
	実績(人/年)	1,447	1,464	1,464				
	対計画比(%)	119.4%	120.8%	120.8%				
予防	見込量(人/年)	144	144	144	96	108	108	108
	実績(人/年)	168	161	150				
	対計画比(%)	116.7%	111.8%	104.2%				
介護	見込量(人/年)	1,068	1,068	1,068	1,476	1,716	1,728	1,968
	実績(人/年)	1,279	1,303	1,314				
	対計画比(%)	119.8%	122.0%	123.0%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

⑤ 看護小規模多機能型居宅介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

看護小規模多機能型居宅介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/年)	456	480	504	408	408	432	408
	実績(人/年)	364	345	328				
	対計画比(%)	79.8%	71.9%	65.1%				

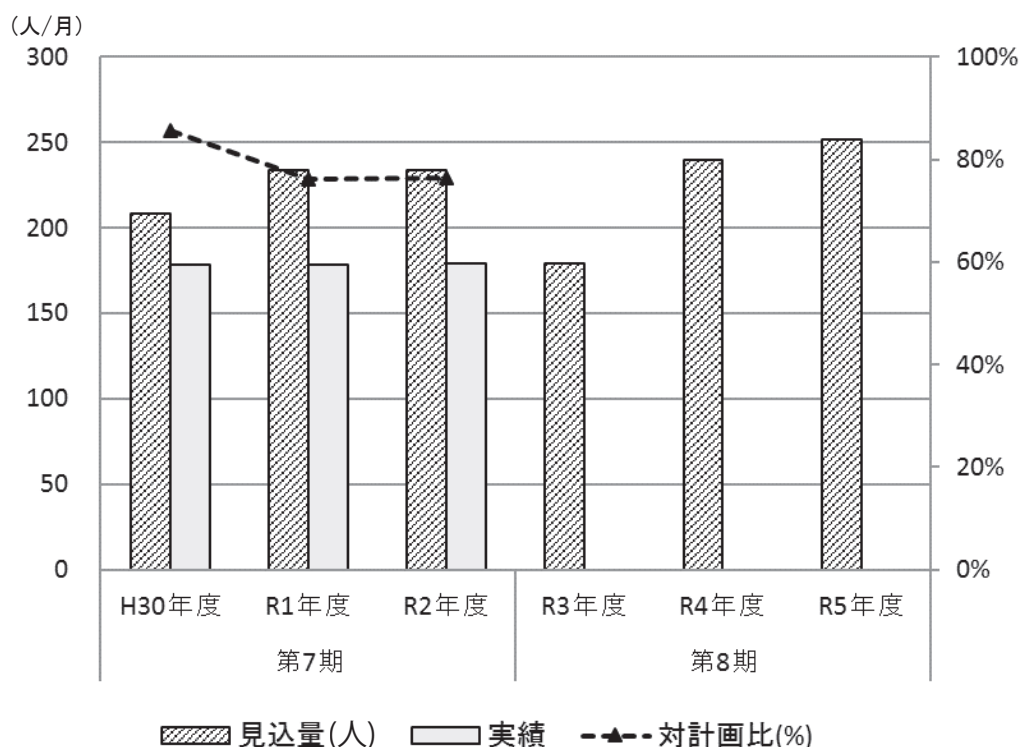
※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の実績を2倍にした数値。

⑥認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

現在 11 所（定員 180 人）が整備されていますが、第 8 期には令和 4（2021）年 5 月開設の 1 所（定員 18 人）を含め新たに 3 所（定員 72 人）を加え、合計 14 所（定員 252 人）を整備することとし、今後の利用量を見込んでいます。

認知症対応型共同生活介護の利用見込量

（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（認知症高齢者グループホーム）



		第 7 期			第 8 期			第 9 期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
合計	見込量(人/月)	208	234	234	179	240	252	270
	実績(人/月)	178	178	179				
	対計画比 (%)	85.6%	76.1%	76.5%				
予防	見込量(人/月)	0	0	0	0	0	0	0
	実績(人/月)	0	0	0				
	対計画比 (%)	—	—	—				
介護	見込量(人/月)	208	234	234	179	240	252	270
	実績(人/月)	178	178	179				
	対計画比 (%)	85.6%	76.1%	76.5%				

※令和 2 年度実績欄の数値は、上半期（4～9 月）の利用者総数を月平均にした数値。

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

平成30(2018)年7月末で区内地域密着型特定施設入居者生活介護は廃止になりました。

地域密着型特定施設入居者生活介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	14	14	14				
	実績(人/月)	4	0	0				
	対計画比(%)	28.6%	0.0%	0.0%				

⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	29	29	29	29	29	29	29
	実績(人/月)	29	29	29				
	対計画比(%)	100.0%	100.0%	100.0%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の利用者総数を月平均にした数値。

⑨地域密着型通所介護

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

地域密着型通所介護の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(回/年)	109,458	116,728	122,039	120,300	123,230	125,594	125,216
	実績(回/年)	104,932	113,376	100,720				
	対計画比(%)	95.9%	97.1%	82.5%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期(4~9月)の実績を2倍にした数値。

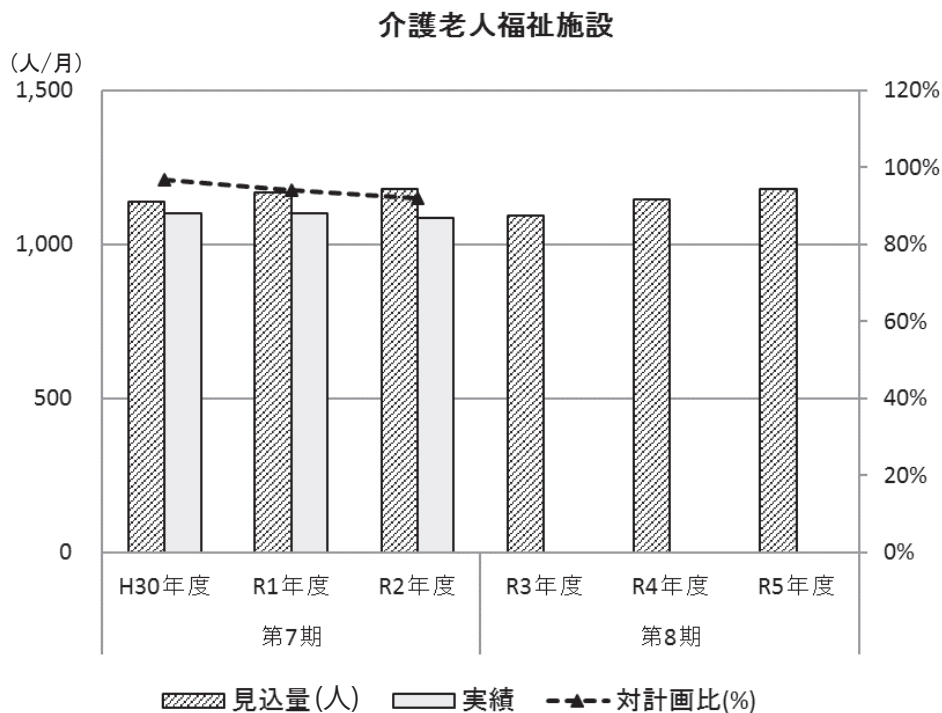
(3) 施設サービス

施設サービスについては、過去のサービス別の利用実績（利用者数、利用回数〔日数〕等）を踏まえて、将来の利用量を見込んでいます。

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

令和4（2021）年9月に1所（定員84人）開設することを踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

介護老人福祉施設の利用見込量



		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	1,137	1,170	1,180	1,095	1,144	1,179	1,221
	実績(人/月)	1,101	1,102	1,086				
	対計画比(%)	96.8%	94.2%	92.0%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

②介護老人保健施設

過去3年間の実績を踏まえて、今後の利用量を見込んでいます。

介護老人保健施設の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	441	441	443	467	467	467	517
	実績(人/月)	439	468	459				
	対計画比(%)	99.5%	106.1%	103.6%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

③介護療養型医療施設

区内に介護療養型医療施設はありませんが、現在の利用者が継続して区外施設を利用するものと見込んでいます。なお、介護療養型医療施設は令和5（2023）年度末までに廃止されることから、利用者は介護医療院へ移行するものと見込んでいます。

介護療養型医療施設の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	67	52	35	60	60	60	
	実績(人/月)	98	81	54				
	対計画比(%)	146.3%	155.8%	154.3%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

④介護医療院

現時点では、区内に介護医療院が開設する予定はありませんが、現在の介護療養型医療施設の転換等により、利用者が段階的に移行するものと見込んでいます。

介護医療院の利用見込量

		第7期			第8期			第9期
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7
介護	見込量(人/月)	15	29	47	96	108	109	192
	実績(人/月)	12	7	29				
	対計画比(%)	80.0%	24.1%	61.7%				

※令和2年度実績欄の数値は、上半期（4～9月）の利用者総数を月平均にした数値。

4. 地域支援事業の量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービスともに75歳以上の高齢者人口の伸びに比例して利用者が増加していくと見込んでいます。

ア 見込み量

単位：人

		第7期			第8期		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問型サービス	見込み量	—	—	—	16,680	16,787	16,973
	実績	17,405	16,331	15,084	—	—	—
通所型サービス	見込み量	—	—	—	22,320	22,463	22,712
	実績	19,851	18,965	14,230	—	—	—

※2年度実績欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。新型コロナウイルス感染症の影響により通所型サービスは前年度以前と比較して大幅に減少している。※すべての年度において通所型サービスの数値には通所型住民主体サービスを含んでいない。

イ 見込み額

単位：円

		第7期			第8期		
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問型サービス	見込み額	—	—	—	284,958,000	286,783,000	289,966,000
	実績額	244,828,522	242,978,314	239,697,714	—	—	—
通所型サービス	見込み額	—	—	—	502,096,000	505,308,000	510,415,000
	実績額	414,896,102	406,707,948	304,443,760	—	—	—

※2年度実績額欄の数値は、上半期(4～9月)の実績を2倍にした数値。(ただし、通所型サービスの数値には通所型住民主体サービスを含んでいない。)新型コロナウイルス感染症の影響により通所型サービスは前年度以前と比較して大幅に減少している。

(2) 一般介護予防事業

介護予防や日常生活の自立に向けた取組や、地域の介護予防活動等に対して支援を行う事業です。

地域支援事業項目※	新宿区の主な事業	事業掲載ページ
介護予防把握事業	介護予防把握事業	p.63
介護予防普及啓発事業	介護予防教室(有料)	p.63
	介護予防教室(無料)	p.63
地域介護予防活動支援事業	新宿いきいき体操	p.63
	しんじゅく100トレ	p.63
	高齢期の健康づくり講演会	p.63
	高齢期の健康づくり・介護予防出前講座	p.64
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	p.64

※厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

(3) 包括的支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる支援を行っています。

地域支援事業項目※	新宿区の主な事業	事業掲載ページ
地域包括支援センターの運営	高齢者総合相談センターの機能の充実	p.119
在宅医療・介護連携推進事業	在宅医療体制の推進	p.145
	在宅医療と介護の交流会	p.145
	在宅医療・介護資源のリスト(マップ)の作成と連携促進	p.145
	在宅歯科医療の推進	p.145
	薬剤師の在宅医療への連携強化	p.145
	在宅医療相談窓口	p.146
	がん療養相談窓口	p.146
	介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修	p.147
	多職種連携研修会	p.147
在宅療養シンポジウム	p.147	
生活支援体制整備事業	生活支援体制整備事業	p.78
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームによる支援	p.94
地域ケア会議推進事業	地域ネットワークの構築	p.80

※厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

(4) 任意事業

地域の実情に応じて、区独自の発想や創意工夫で実施する事業です。

地域支援事業項目※	新宿区の主な事業	事業掲載ページ
介護給付等費用適正化事業	介護給付適正化の推進	p.131
家族介護支援事業	徘徊高齢者探索サービス	p.96・p.110
その他の事業	成年後見審判請求事務等	p.154

※厚生労働省・地域支援事業実施要綱に示されている項目

(5) 地域支援事業費の見込み

第8期介護保険事業計画における地域支援事業費の内訳は以下のとおりです。

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	964,301 千円	970,740 千円	981,012 千円
介護予防・生活支援サービス事業費	909,909 千円		
訪問型サービス事業	284,958 千円		
通所型サービス事業	502,096 千円		
介護予防ケアマネジメント事業	115,139 千円		
高額サービス費	2,356 千円		
高額医療合算サービス費	2,867 千円		
一般事務費	2,493 千円		
一般介護予防事業費	51,920 千円		
介護予防把握事業	5,581 千円		
介護予防普及啓発事業	23,802 千円		
地域介護予防活動支援事業	21,424 千円		
地域リハビリテーション活動支援事業	1,113 千円		
審査支払手数料	2,472 千円		
審査支払手数料	2,472 千円		
包括的支援事業	578,211 千円		
高齢者総合相談センター事業(地域ケア会議含む)	487,413 千円		
在宅医療・介護連携推進事業	23,103 千円		
認知症総合支援事業	17,897 千円		
生活支援体制整備事業	49,798 千円		
任意事業	0 千円	0 千円	0 千円
合計	1,542,512 千円	1,541,895 千円	1,551,810 千円

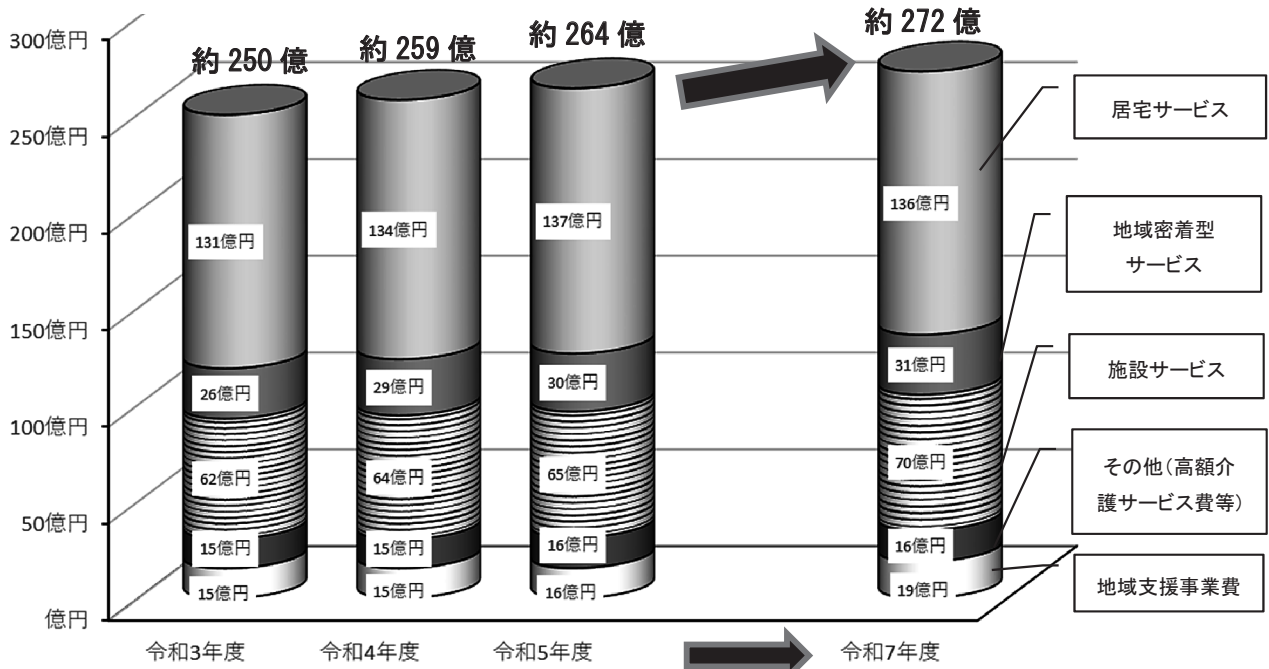
※上記のうち、包括的支援事業と任意事業の実施にあたっては、別途一般会計から繰出金を受けています。

5. 総給付費の見込み

平成28(2016)年度以降、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が地域支援事業へ移行されたことなど、給付費の減少要因もありましたが、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加による介護サービスの利用量の増加、地域密着型サービスや特別養護老人ホーム等の整備計画及び過去の給付実績を踏まえて、第8期の3年間の総給付費を概算で見込んだところ、第7期計画値の約723億円から約7%増加し、第8期は約773億円となりました。

【第8期及び令和7(2025)年度の総給付費の見込み】

<3年間の総給付費見込額 773億円>



区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
居宅サービス	131億円	134億円	137億円	136億円
地域密着型サービス	26億円	29億円	30億円	31億円
施設サービス	62億円	64億円	65億円	70億円
その他(高額介護サービス費等)	15億円	15億円	16億円	16億円
地域支援事業費	15億円	15億円	16億円	19億円
合計	250億円	259億円	264億円	272億円

注) 金額は四捨五入により、億円単位にまとめているため、合計額が一致しない場合がある
 注) 上記区分中「その他」は高額介護(医療合算)サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料

※総給付費への主な影響要因

〈増加要因〉

- 75歳以上人口の増加 (R2.10月実績: 35,466人からR5.10月推計: 37,681人)
- 要介護認定者数の増加 (R2.10月実績: 14,131人からR5.10月推計: 14,951人)
- 介護保険サービス施設の充実(特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等)
- 介護報酬の改定(プラス0.70%(R3.10月以降はプラス0.65%))

〈減少要因〉

- 地域支援事業費の精査(R2.12月実績値を踏まえた精査)

第4節 自立支援、重度化防止及び介護給付適正化に向けた取組及び目標¹

1. 自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標

自立支援、介護予防又は重度化防止に向けた取組と目標として新宿区では以下2事業を取り上げています。

- (1) 新宿区オリジナル筋力トレーニング「しんじゅく100トレ」による地域健康づくり・介護予防活動支援事業（p.44、45、54～69参照）
- (2) 通いの場運営支援（p.70～83参照）

2. 介護給付の適正化に向けた取組と目標（介護給付適正化計画）

ここでいう介護給付適正化とは、介護の必要度を適切に認定し、必要で過不足のないサービスを事業者が提供するよう促すことであり、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるとともに、持続可能な介護報酬制度の構築を図ることです。国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針」や東京都介護保険事業計画作成に当たって設定された「保険者に標準的に期待する目標等」を勘案し、p.200に掲げた事業の取組を推進します。

¹ 自立支援、重度化防止及び介護給付適正化に向けた取組及び目標：介護保険法第117条第2項三、四、第7項、第8項に基づき、第7期介護保険事業計画から、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化への取組及び目標を介護保険事業計画へ記載し、区市町村は都道府県へ報告することとされました。

(1) 第7期の取組及び現状と課題

事業名	取組	現状と課題
要介護認定の適正化	認定調査の点検指導及び調査員研修を実施し、認定調査の精度の確保に努めました。審査判定の傾向を分析し、介護認定審査会委員の連絡会等で情報提供を行い、合議体間の審査判定基準の平準化を図りました。	認定調査の点検指導に多大な時間を要している現状から、認定調査員への指導及び研修をより効果的に実施する必要があります。また介護認定審査では一次判定から二次判定の重度化率が高い傾向にあることから、業務分析データ等で結果判定の状況を分析し、審査判定手順及び基準を審査会委員と常に情報共有していくことが課題となります。
ケアプラン点検	点検で気づいた点を他のケアマネジャーの参考になるよう集団指導で説明しました。	ケアプランの作成プロセスでケアマネジャーが負担に感じる部分があります。
住宅改修・福祉用具点検	区職員による利用者宅への訪問や事業所に対する説明会を実施し介護保険制度における住宅改修の意義等を周知しました。	住宅改修等制度について事業所に十分理解してもらう必要があります。
縦覧点検・医療情報との突合	介護保険情報と医療保険情報を突合点検することで誤った請求の発見に努めました。	第8期における制度改正内容を反映した点検を実施していく必要があります。
給付実績の活用	サービス事業所への給付実績データを活用し、請求誤りの発見や実地指導対象事業所の選定等につなげました。	

※第7期の取組及び現状と課題を踏まえ、第8期介護保険事業計画では、「介護給付費通知」実施の必要性や効果を検討していきます。

(2) 第8期の取組方針と目標

事業名及び基本的考え方	取組目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
※要介護認定の適正化 全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 審査会委員の意識共有化 認定調査員への情報提供 	継続	継続
※ケアプラン点検 ケアマネジャーとともにケアプラン内容を確認することにより、ケアマネジャーの気付きを促し、自立支援に資するケアマネジメントの実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 件数 35 件 点検結果の他の事業所への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 件数 38 件 点検結果の他の事業所への周知 	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検 件数 40 件 点検結果の他の事業所への周知
※住宅改修・福祉用具点検 事業所が介護保険制度の趣旨を理解することにより、自立支援に資する住宅改修や福祉用具サービスの実現を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請資料及び訪問調査による確認等 	継続	継続
※縦覧点検・医療情報との突合 点検により請求内容の誤りを発見して、適切な処置を事業者に働きかけることで給付の適正化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 国保連合会の帳票等による縦覧点検及び医療情報との突合の実施 (200 回) 	継続	継続
※介護給付費通知 利用者に利用実績を通知し、サービス内容と費用を確認してもらうことで給付の適正化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> 通知の必要性、効果及び実施方法について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 検討結果を反映 	継続
給付実績の活用 給付実績の情報を事業者指導等に活用して、効率的で効果的な指導を行い、給付の適正化を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン点検や事業者指導等における給付実績の活用 	継続	継続

※「介護給付適正化の計画策定に関する指針」における主要5事業

第5節 第1号被保険者の保険料

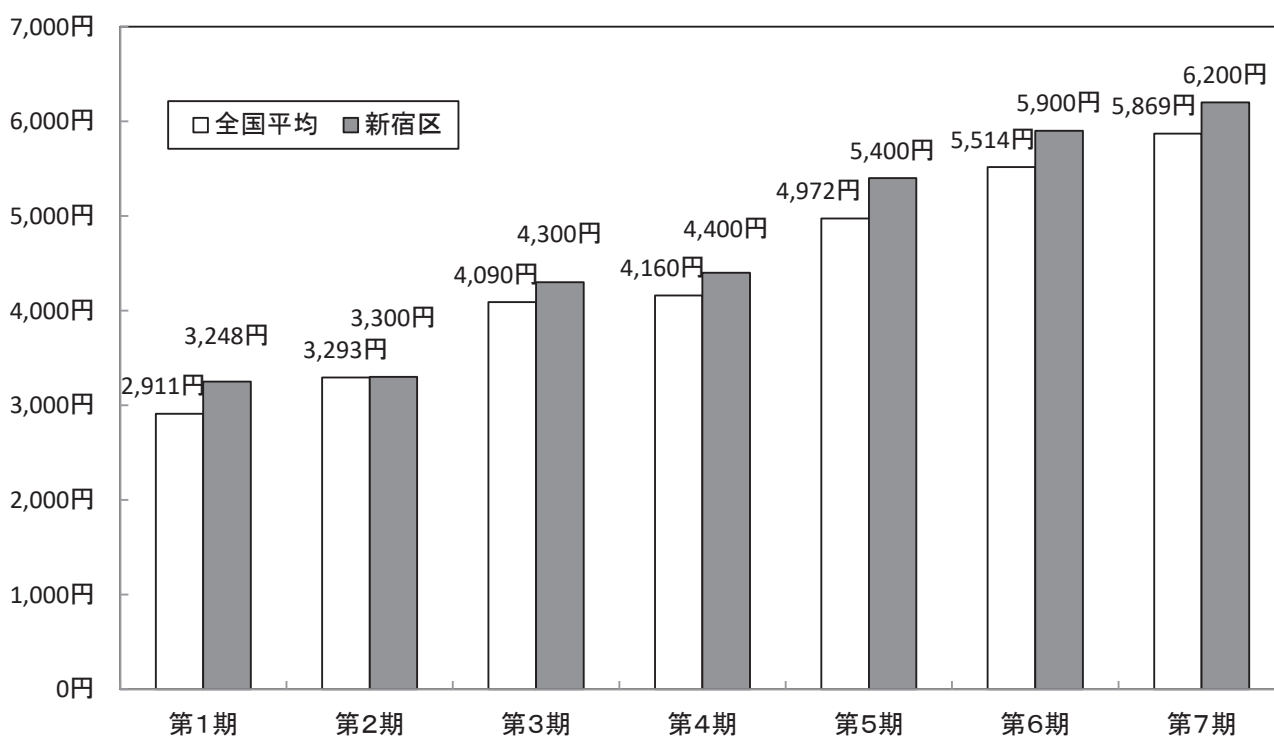
1. 給付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、額はその区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。

新宿区の介護保険料は、3年を1期とする介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。従って、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がることになります。

全国平均の介護保険料基準額（月額）は、第1期の2,911円から第7期は5,869円と約2.02倍となりました。新宿区の介護保険料基準額（月額）は、第1期の3,248円から第7期は6,200円と約1.91倍です。

第7期までの介護保険料基準額(月額)の推移



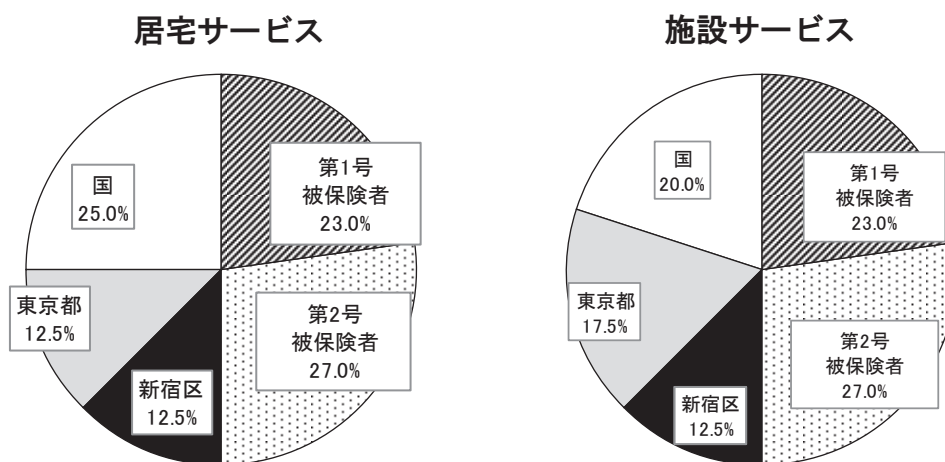
2. 第8期の介護保険料基準額

(1) 第1号被保険者の負担率

第1号被保険者の総給付費に対する負担率は、第1号被保険者と第2号被保険者の人口比率によって決定します。第7期の第1号被保険者の負担率は23%で、第8期も引き続き23%とされました。

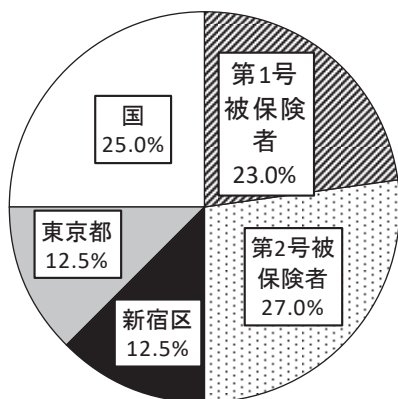
介護保険の財源構成^{※1}

【介護サービス費】

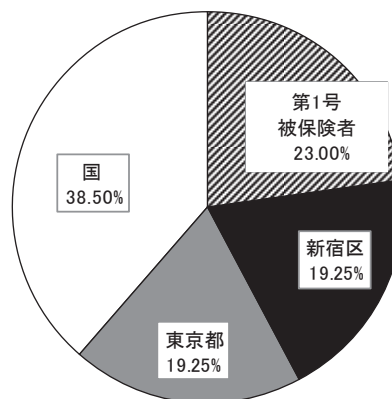


【地域支援事業費^{※2}】

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業、任意事業



※1：平成27年度からの制度改正により、上記【介護サービス費】の財源構成における給付費の公費負担（5割）とは別枠で、公費（負担割合：国1/2、都1/4、区1/4）を投入して、低所得者層の保険料の負担軽減を図る。

※2：平成30年度からの制度改正により、上記【地域支援事業費】の財源とは別枠で、区市町村の自立支援・重度化防止に係る取組実績に対する評価に基づき国から交付される保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を地域支援事業の財源として活用する。

(2) 介護給付準備基金の活用

※介護給付準備基金

介護保険料については、中期財政運営（3年間）を行うことにより、通常、計画期間の初年度に剰余金が生じることが見込まれ、当該剰余金を財源として2年度目または3年度目の給付費に充てることとなる。その際の当該剰余金について、適切に管理する必要があるため、保険者はこの剰余金を管理するための基金を設置するものとされている。

(3) 介護保険料基準額

第8期介護保険事業計画期間の総給付費約773億円から、介護給付準備基金を活用し、最終的な介護保険料基準額を算出すると、月額6,400円となります。

第8期介護保険料基準額	保険料基準額	増減額
総給付費見込額からの概算による算出	7,034円	—
介護給付準備基金（16億円）の取崩後	6,400円	▲634円

【介護保険料基準額(月額)の算出方法】

$$\frac{\text{第8期の総給付費 (約773億円)} \times \text{第1号被保険者負担率 (23\%)} - \text{介護給付準備基金 (16億円)}}{\text{第1号被保険者数 (第8期の3年間の累計人数 206,300人)}} \div 12\text{か月}$$

注) 大まかな介護保険料基準額（月額）は上記にて算出するが、そのほか75歳以上高齢者数、第1号被保険者の所得分布等の影響を加味して算出する

【参考:令和7(2025)年度の推計】

	令和3年度 (2021年度)	令和7年度 (2025年度)	令和3年度から 7年度の差
高齢者人口(65歳以上)	67,465人	67,498人	約0.05%増
高齢化率	19.6%	19.4%	0.2ポイント減
高齢者に占める75歳以上の割合	52.3%	57.9%	5.6ポイント増
要介護認定者数	14,443人	15,194人	約5.2%増
要介護認定率	21.0%	22.0%	1.0ポイント増
介護保険サービスにかかる総給付費	約250億円	約272億円	約8.8%増
介護保険料基準額(月額)	6,400円	7,746円程度	約1,350円増

注) 令和7(2025)年度の介護保険料基準額は、現時点における推計値であり、実際の保険料は直近の状況を踏まえて改めて算出する。

3. 第8期の保険料段階

負担能力に応じた保険料率とする考え方に基づき、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、引き続き保険料段階を16段階に設定します。

また、区では、従前から低所得者層への負担軽減を強化しており、第1段階から第4段階までの負担割合については、国の標準段階における負担割合よりも低く設定しています。

さらに、低所得者の第1号保険料軽減強化では、以下のとおりの保険料基準額に対する割合とし、引き続き軽減強化を行います。

【参考:第8期保険料基準額に対する割合(保険料段階第1段階～第3段階)】

保険料段階	保険料基準額に対する割合		
	国	区	
		軽減強化前	軽減強化後
第1段階	0.50	0.45	0.25
第2段階	0.75	0.60	0.35
第3段階	0.75	0.70	0.65

【第8期介護保険料段階(第7期との比較)】

第7期(平成30年度～令和2年度)		第8期(令和3年度～令和5年度)						
段階区分	所得などの状況※1	第1号被保険者		所得などの状況※2	第1号被保険者		7期との差 (月額)	
	生活保護受給者など	構成比	負担割合		月額保険料	構成比		負担割合
第1段階	① 80万円以下	24.0%	0.25	1,550円	23.2%	0.25	1,600円	50円
第2段階	120万円以下	6.4%	0.35	2,170円	6.9%	0.35	2,240円	70円
第3段階	120万円超え	6.3%	0.65	4,030円	6.6%	0.65	4,160円	130円
第4段階	② 80万円以下	10.6%	0.80	4,960円	9.5%	0.80	5,120円	160円
第5段階	80万円超え	7.2%	1.00	6,200円	7.4%	1.00	6,400円	200円
第6段階	③ 125万円未満	11.2%	1.10	6,820円	11.6%	1.10	7,040円	220円
第7段階	125万円以上	15.5%	1.20	7,440円	15.4%	1.20	7,680円	240円
第8段階	250万円以上	6.6%	1.40	8,680円	6.8%	1.40	8,960円	280円
第9段階	375万円以上	3.5%	1.55	9,610円	3.5%	1.55	9,920円	310円
第10段階	500万円以上	1.8%	1.85	11,470円	1.9%	1.85	11,840円	370円
第11段階	625万円以上	1.2%	2.09※3	12,960円	1.3%	2.09※3	13,380円	430円
第12段階	750万円以上	1.5%	2.45	15,190円	1.6%	2.45	15,680円	490円
第13段階	1,000万円以上	1.5%	2.90	17,980円	1.6%	2.90	18,560円	580円
第14段階	1,500万円以上	1.2%	3.30	20,460円	1.3%	3.30	21,120円	660円
第15段階	2,500万円以上	0.5%	3.50	21,700円	0.5%	3.50	22,400円	700円
第16段階	3,500万円以上	0.9%	3.70	22,940円	0.9%	3.70	23,680円	740円
		100%			100%			

※1：第5段階以下については、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計を指す。第6段階以上については、合計所得金額を指す。

(①世帯全員が住民税非課税 ②本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税 ③本人が住民税課税)

※2：第5段階以下については、本人の課税年金収入金額とその他の合計所得金額(年金に係る雑所得がある場合、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額)の合計を指す。

第6段階以上については、本人の合計所得金額(年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計)を指す。

(①世帯全員が住民税非課税 ②本人が住民税非課税で世帯員が住民税課税 ③本人が住民税課税)

なお、「合計所得金額」と「その他の合計所得金額」については、P174を参照。

※3：小数点以下第3位を四捨五入している。

第6節 低所得者等への対応

1. 施設サービス及び短期入所サービスの負担額の軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費（滞在費）・食費について、住民税非課税世帯等の要件に該当する場合に、所得に応じた自己負担限度額を設け、低所得者の負担軽減を図ります。

【利用者負担段階別の居住費(滞在費)・食費負担額の軽減】

○施設サービスの居住費（滞在費）・食費の基準費用額／月額（30日で計算）

施設の種類	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設	60,180円	50,040円	35,130円	25,650円	41,760円
介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設	60,180円	50,040円	50,040円	11,310円	41,760円

○施設サービス及び短期入所サービスの居住費（滞在費）・食費の自己負担限度額／月額（30日で計算）

区分		居住費（滞在費）				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護受給者または、世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者	24,600円	14,700円	9,600円 (14,700円)	0円	9,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	14,700円	12,600円 (14,700円)	11,100円	11,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であり、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超の方	39,300円	39,300円	24,600円 (39,300円)	11,100円	19,500円

※（）内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院及び介護療養型医療施設の場合です。

※いずれの段階でも、一定額の預貯金等（単身は1,000万円超、夫婦は2,000万円超）を所有する場合や同一世帯でなくても配偶者が住民税課税者である場合は対象外となります。

※令和3年8月以降、所得段階の区分及び預貯金等の見直しが予定されています。

2. 高額介護（予防）サービス費

1か月に受けた介護保険サービスの世帯の利用者負担の合計額が所得等に応じた上限額を超えた場合、その超えた額を高額介護（予防）サービス費として支給します。なお、令和3年8月以降、所得区分の見直しが予定されています。

【高額介護(予防)サービス費】

所得区分		世帯限度月額	個人限度月額
生活保護受給者の方等		15,000円	15,000円
世帯全員が住民税非課税で	・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	24,600円	15,000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	24,600円	24,600円
住民税課税世帯の方で	同一世帯内の65歳以上の被保険者（サービスを利用していない方含む）全員の利用者負担割合が1割の世帯は、月額限度額の適用後に年間上限額（注1）も適用されます。ただし、基準収入額（注2）に該当しない世帯の方は、年間上限額は適用されません。	44,400円	44,400円

(注)「基準収入額」に該当する世帯とは、世帯内に65歳以上の課税所得金額145万円以上の方がおり、世帯内の65歳以上の方の収入の合計が520万円（単身の場合は383万円）未満の世帯を指します。

3. 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療保険及び介護保険の世帯の利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、1年間の限度額を設け、その限度額を超えた場合、その超えた額を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給します。

4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担額軽減

生計が困難な方を対象に、登録された社会福祉法人等の提供する介護保険サービスの利用者負担額等の軽減を行います。

5. 高齢者夫婦世帯等の居住費（滞在費）・食費の軽減

住民税課税世帯であっても、高齢の夫婦ふたり暮らし世帯などで、一方又は双方が介護保険施設に入所した場合に、世帯員及び配偶者の合計所得金額と課税年金収入額の合計から、施設入所にかかる費用を控除した額が80万円以下であるなどの要件に該当する場合には、上記1の軽減を行います。

6. 旧措置入所者への対応

介護保険制度の施行以前から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所していた方（旧措置入所者）に、従前の費用徴収額を上回ることはないよう負担軽減措置を設けています。

7. 通所系サービスにおける食事費用助成

区の独自施策として、住民税非課税世帯の方を対象に、登録された区内通所系サービス事業所を利用する場合、1日あたり200円の食事費用を助成します。

8. 高額介護（予防）サービス費等の貸付

高額介護（予防）サービス費が支給されるまでの間や、償還払いの特定（介護予防）福祉用具購入、（介護予防）住宅改修のサービス利用の際に生じる一時的な全額負担の支払いが困難な場合に、保険給付されるまでの間、資金の貸し付けを行います。

9. 境界層該当者への対応

介護保険制度においては、介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すると生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（これを「境界層該当者」という）については、その低い基準を適用とすることとしています。

